明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条約〕
○特許法条約（四）　四
○商標法に関するシンガポール条約（五）　三
〔省令〕
○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三二）　三九
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三三）　四〇
〔告示〕
○損害保険料率算出団体に関する法律第十条の五第六項の規定に基づき自動車損害賠償責任保険基準料率を告示する件（金融庁八）　四三
○特許法条約への日本国の加入に関する件（外務七四）　四六
○商標法に関するシンガポール条約への日本国の加入に関する件（同七五）
○道路に関する件
（近畿地方整備局三五、三六）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中国地方整備局二七）
○道路に関する件
（北海道開発局一〇四～一一二）
〔官庁報告〕
官庁事項
利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】の策定について（関東地方整備局）　五〇
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五二
特殊法人等
中日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　八〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　八二
会社その他
会社決算公告　八三

本号で公布された法令のあらまし

◇**特許法条約**（条約第四号）（外務省）　四九

この条約は、特許出願等に関する手続について締約国が求めることができる要件等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　略称（第一条関係）

この条約の適用上の用語（「出願」、「特許」等）について定義している。

2　一般原則（第二条関係）

締約国は、この条約及び規則に定める要件よりも出願人及び権利者の立場からみてより有利な要件を定めることができる。この条約及び規則のいかなる規定も、締約国が特許に関する実体的な関係法令に係る要件を定める自由を制限するものと解してはならない。

3　この条約が適用される出願及び特許（第三条関係）

この条約及び規則は、特許協力条約による国際出願としてすることが認められた特許及び追加特許の出願、それらの出願を分割した出願並びに締約国について効力を有するものとして与えられた特許及び追加特許について適用する。

4　安全保障のための例外（第四条関係）

この条約及び規則のいかなる規定も、締約国が安全保障上の重大な利益を保護するために必要と認める措置をとる自由を制限するものではない。

5　出願日（第五条関係）

㈠　締約国は、出願を意図する旨の表示、出願人を特定することができる表示又は出願人に連絡することを可能とする表示及び明細書であると外見上認められる部分を当該締約国の官庁が受理した日を出願日とすることを定める。明細書であると外見上認められる部分については、出願日の設定のために、いかなる言語でも提出することができる。

㈡　出願日の設定に関し締約国により適用される要件が満たされていない場合には、当該締約国の官庁は、出願人に通知し、当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。

㈢　欠落していた明細書の一部等が所定の期間内に官庁に提出された場合には、出願日は、当該官庁が当該明細書の一部等を受理した日又は出願日の設定のために当該官庁の締約国により適用される全ての要件が満たされた日のうちいずれか遅い日とする。

㈣　自国の官庁が認める言語で出願の時に行われた先にされた出願の引用は、前者の出願に係る出願日の設定のために、当該出願の明細書等に代わるものとする。

6　出願（第六条関係）

㈠　締約国は、出願の形式又は内容について、特許協力条約において国際出願に関して規定する形式又は内容に関する要件等と異なる要件又はこれに追加する要件を満たすことを要求してはならない。締約国は、特許協力条約に基づく国際出願の願書の内容に合致する出願の内容が、当該締約国が定める願書様式によって提出されることを要求することができる。

㈡　締約国は、優先権の申立て等に関する事項の真実性又は翻訳文の正確性について合理的な疑義を有する場合に限り、これらに関する証拠を自国の官庁に提出するよう要求することができる。

㈢　出願の形式又は内容等に関し締約国により適用される要件が満たされていない場合には、当該締約国の官庁は、出願人に通知し、当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。

7　代理（第七条関係）

㈠　締約国は、自国の官庁に対する手続のために、出願日の設定のために自ら出願をする場合等を除くほか、出願人等が代理人を選任するよう要求することができる。また、締約国は、代理人の宛先として当該締約国が定める領域内の宛先を設けること等を要求することができるが、代理人の選任に関しこれらの要件以外の形式的な要件を満たすよう要求することができない。

㈡　代理に関し締約国により適用される要件が満たされていない場合には、当該締約国の官庁は、出願人等に通知し、当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。